

動物用高度管理医療機器等販売・貸与業許可証再交付申請書

年 月 日

秋田県知事

住所

氏名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第46条の規定により動物用高度管理医療機器等販売・貸与業許可証の再交付を受けたいので、下記により申請します。

記

1 営業所の名称及び所在地

名 称：

所在地：

2 許可年月日及び許可番号

許可年月日： 年 月 日

許可番号：

3 申請理由

4 参考事項

備考

許可証を破り、又は汚したため再交付を申請する場合にあっては、当該許可証を添付すること。

証 紙 納 付 書

年 月 日

秋 田 県 知 事
(地方公所の長)

納 付 者 住 所
氏 名

納付する使用料 若しくは手数料 又は入猟税	高度管理医療機器等販売業又は貸 与業の許可証再交付申請手数料	納 付 金 額	¥ 3 , 1 0 0
-----------------------------	-----------------------------------	------------------	-------------

＜申請上の留意点＞

動物用高度管理医療機器等販売・貸与業許可証の再交付申請について

I 許可証の紛失、破損又は汚したため再交付申請をする場合

1 動物用高度管理医療機器等販売・貸与業許可証再交付申請書

- (1) 申請書に記載する許可年月日は、動物用高度管理医療機器等販売・貸与業許可証に記載されている、許可の有効期間の開始年月日を記載してください。
- (2) 紛失したため、破損したため、汚したため、など、理由を記載してください。
- (3) 動物用高度管理医療機器等販売・貸与業許可証再交付申請書への添付書類
 - ①破損した許可証が手元にある場合は、本許可証
 - ②高度医療機器販売・貸与業の再交付申請手数料（秋田県証紙3, 100円）
秋田県証紙を証紙納付書に貼付し、提出してください。

2 許可証を紛失し、許可年月日等が分からない時は、家畜保健衛生所へご連絡ください。

なお、再交付を受けた後、紛失した許可証を発見した場合には、直ちに家畜保健衛生所へ返納してください。

II その他

- 1 再交付にあたっては、書類審査等を行うため、2週間程度の期間が必要となります。十分な余裕をもって、申請ください。
- 2 申請書を正式に提出する前に、申請書（案）をFAXやメール等によりご送付頂ければ、内容の事前確認と記載事項の修正すべき点について、ご連絡をいたします。
- 3 申請書・届出書の押印の廃止について
各種申請書等については、令和2年12月21日以降、関係省令の一部改正により、申請者等の押印は廃止され不要となりました。添付書類についても押印不要です。
- 4 お問い合わせ・申請書類提出先

秋田県北部家畜保健衛生所 hokubukaho@pref.akita.lg.jp
〒018-3454 北秋田市脇神字高村岱92
TEL 0186-62-2715 Fax 0186-62-0146

秋田県中央家畜保健衛生所 Chuokaho@pref.akita.lg.jp
〒011-0904 秋田市寺内蛭根1丁目15-5
TEL 018-864-0401 Fax 018-862-7132

秋田県南部家畜保健衛生所 nan-kaho@pref.akita.lg.jp
〒014-0011 大仙市富士見町6-55
TEL 0187-62-5354 Fax 0187-66-1849

ご不明な点については、店舗又は営業所の住所地を所管する家畜保健衛生所の担当者へ、気兼ねなくご相談ください。

